

○早川町住宅取得補助金交付要綱

令和5年3月20日

告示第19号

(目的)

第1条 活力ある地域づくりの推進に資するため、転入者又は現に町内に住所を有している者が町内に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築し、又は購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で早川町補助金交付規則(平成27年規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供するために建築された一戸建ての家屋又は共同住宅のうち専有部分及びそれに付随する部分をいう。
- (2) 新築住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過していない住宅であって、居住の用に供したことの無いものをいう。
- (3) 中古住宅 建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (4) 取得日 新築住宅又は中古住宅(以下これらを総称して「取得住宅」という。)を自己の所有として登記簿に登録する原因となった日をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者又は住所を有する予定の者で、申請日において18歳以上40歳未満の者又は40歳以上の者で、同じ世帯に40歳未満の配偶者がいる者
- (2) 取得住宅の取得日が令和5年4月1日以後である者

- (3) 取得住宅の共有持分を2分の1以上有する者
- (4) 町税等(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税及び国民健康保険料をいう。)を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としなない。

- (1) 取得住宅を国、県又は市等の制度による他の補助金、移転補償、損害賠償等を受けて取得した場合
- (2) 取得住宅を補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した場合
- (3) 取得住宅の共有持分が各々2分の1である者で、他の一方の者がこの告示による補助金の交付の申請を行っている場合
- (4) 申請者の同一世帯の者が前項第4号及び第5号の規定に該当しない場合(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新築住宅の建設又は購入に要する経費(当該新築住宅の敷地の購入費を除き、1,000万円以上のものに限る。)
- (2) 中古住宅の購入に要する経費(当該中古住宅の敷地の購入費を含み、100万円以上のものに限る。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(申請の取下期日)

第8条 申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して20日以内とする。

(報告の徴収等)

第9条 町長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助金の区分	交付要件	補助金の額	
基本額	町内に住所を有する者又は住所を有する予定の者で、住宅取得補助金交付申請書(以下この表において「申請書」という。)を提出した日において、申請者又は同じ世帯に配偶者がいる場合は、いずれか40歳未満である場合	新築住宅	100万円
		中古住宅	25万円
配偶者加算	同じ世帯に配偶者がいる場合	新築住宅	100万円
		中古住宅	25万円
子育て支援加	申請書を提出した日において申請者	被扶養者又は出生予定	

算	と同一世帯の者に18歳以下の者(以下この表において「被扶養者」という。)又は出生予定の者(母子健康手帳で確認できる場合に限る。)がいる場合	の者1人につき10万円
---	---	-------------

別表第2(第6条関係)

条項	提出書類	添付書類
	提出期日	
規則第4条の規定による書類	住宅取得補助金交付申請書(様式第1号) 新築住宅：工事着工前 中古住宅：取得日前	(1) 誓約書(様式第2号) (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し (3) 住民票謄本(続柄が記載されたもの) (4) 母子健康手帳の写し(出生予定の者がいる場合) (5) 世帯全員の前年度の町税等の納税証明書 (6) 工事着工前の現地写真(新築の場合に限る。) (7) その他町長が必要と認める書類
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	移住者住宅取得補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号) 変更の必要が生じたときから速やかに	変更等の内容がわかる書類の写し
規則第12条の規定による書類	住宅取得補助金請求書(様式第4号)	(1) 領収書又は振込受付書等の写し (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書 (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し(敷地の

取得日以後速やかに	所有者が申請者と同居しない者である場合に限る。) (4) 完成後の全景写真 (5) 取得住宅に転居した後の住民票謄本(続柄の記載されたもの)
-----------	--